

(その1)

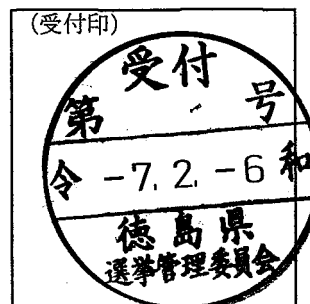
収支報告書(令和6年分)

※該当箇所に ☒ を入れること。

* 1～4は提出日現在の内容を記入

- ふ り が な
- 1 政治団体の名称
- 2 主たる事務所の所在地
- 3 代表者の氏名
- 4 会計責任者の氏名

あなんしなかぐんいしれんめい
阿南市那賀郡医師連盟
徳島県阿南市宝田町荒井6番地1
松崎敏朗
村上 昌



政治団体の区分	
☐	政党
☐	政党の支部
☐	政治資金団体
☐	政治資金規正法第18条の2第1項の規定による政治団体
☒	その他の政治団体
☐	その他の政治団体の支部
活動区域の区分	
☐	2以上の都道府県の区域等
☒	同一の都道府県の区域内

事務担当者の氏名

渡邊愛子

(電話連絡先)

0884-22-1931

(選管使用欄)

番 号

資金管理団体の指定の有無 (12/31又は解散日現在)	
☐ 有 ☒ 無	
* 以下は「有」の場合のみ記入(「無」の場合は空欄)	
公職の種類	(現・候)
資金管理団体の届出をした者の氏名	

資金管理団体の指定の期間	
* 年の途中で指定又は取消をした場合のみ記入	
年 月 日 から	年 月 日 まで

国会議員関係政治団体の区分 (12/31又は解散日現在)	
* 国会議員関係政治団体以外の団体は空欄	
☐	政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体
☐	政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体
公職の候補者の氏名	
公職の種類	(現・候)

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間	
* 年の途中で指定又は取消をした場合のみ記入	
年 月 日 から	年 月 日 まで

(その2)

収 支 の 状 況

1 収支の総括表

収 入 総 額	-----A=B+C	1,379,364
(前年からの繰越額) *前年の収支報告書から転記	-----B	1,279,269
(本年の収入額)	-----C	100,095
支 出 総 額	-----D	60,550
翌年への繰越額	-----E=A-D	1,318,814

2 収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費		*会社や法人会員からの会費は[寄附]に計上
金 額	-----	0
員 数 (党費又は会費を納入した人の数)	-----	0 人

(2) 寄 附		*本部・支部間の交付金は含まれない→(その5)に計上
ア 寄附(イを除く。)の区分	金 額	備 考
(ア) 個 人 か ら の 寄 附	0	(その7)に内訳を記載
(うち特定寄附)	0	
(イ) 法人その他の団体からの寄附	0	(その7)に内訳を記載
(ウ) 政 治 団 体 か ら の 寄 附	100,000	(その7)に内訳を記載
小 計 (ア) + (イ) + (ウ)	100,000	
(寄附のうち寄附のあつせんによるもの)	0	(その8)に内訳を記載
イ 政 党 匿 名 寄 附	0	(その9)に内訳を記載
合 計 (ア + イ)	100,000	

(その6)

(6) その他の収入		
摘 要	金 額	備 考
こ の 頁 の 小 計	0	1件あたりの金額が10万円以上の場合は個別に記載し、 10万円未満の場合は一括して合計額を「1件10万円未 満のもの」に記載すること。
1件10万円未満のもの	95	
合 計	95	

(その7)

※寄附者の区分ごとに別業とすること。

(7) 寄 附 の 内 訳				寄附者の区分 (該当するものに○)			1. 個人 2. 法人・その他の団体 ③. 政治団体		
寄附者の氏名(又は名称)	金 額	年 月 日			住 所 (又は所在地)	職業(又は代表者の氏名)	備 考		
徳島県医師連盟	100, 000	R6	3	27	徳島市幸町3丁目61番地	齋藤義郎			
こ の 頁 の 小 計	100, 000	同一者(団体)からの寄附の合計が年間5万円を超えるものについて、その寄附をした者ごとに名寄せして個別に記載すること。 5万円以下の寄附は一括して「その他の寄附」に計上して構わないが、課税上の優遇措置を受ける場合には個別に記載すること。 遺贈によってする寄附は、「備考」欄に「遺贈」と記載すること。							
そ の 他 の 寄 附	0								
合 計	100, 000								

(その13)

3 支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表

項 目		金 額	備 考
			うち、本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出(再掲)※
1 経常経費	(1) 人 件 費	0	
	(2) 光 熱 水 費	0	
	(3) 備 品 ・ 消 耗 品 費	0	
	(4) 事 務 所 費	0	
	小 計 (経常経費の計)	0	0
2 政治活動費	(1) 組 織 活 動 費	60,000	
	(2) 選 挙 関 係 費	0	
	(3) 機関紙誌の発行その他の事業費 (ア～エの計)	0	0 ア～エの計を記載
	ア 機関紙誌の発行事業費	0	
	イ 宣 伝 事 業 費	0	
	ウ 政治資金パーティー開催事業費	0	
	エ そ の 他 の 事 業 費	0	
	(4) 調 査 研 究 費	0	
	(5) 寄 附 ・ 交 付 金	0	
	(6) そ の 他 の 経 費	550	
	小 計 (政治活動費の計)	60,550	0
合 計		60,550	

※「備考」欄に記載する本部・支部間の交付金に係る支出は、
(その16) 本部・支部間の交付金支出の内訳と対応

(その15)

※項目別区分ごとに別葉とすること。

(3) 政治活動費の内訳	項目別区分	(該当するものに○) ①組織活動費 (2)選挙関係費 (3)ア.機関紙誌の発行事業費 イ.宣伝事業費 ウ.政治資金パーティー開催事業費 エ.その他の事業費 (4)調査研究費 (5)寄附・交付金 (6)その他の経費					
		(組織対策費) ←項目別区分(小分類)を記入(その13裏面又は要領参照)					
支出の目的	金額	年	月	日	支出を受けた者の氏名 (又は名称)	支出を受けた者の住所 (又は所在地)	備考
政治資金パーティー会費	60,000	R6	10	7	徳島新未来創生会	徳島市問屋町57	
この頁の小計	60,000	1件当たり5万円以上の支出(国会議員関係政治団体にあつては、1件当たり1万円を超える支出)を記入。(領収書等の写しを添付)					
その他の支出	0	←1件当たり5万円未満の支出(国会議員関係政治団体にあつては、1件当たり1万円以下の支出)を合計した額を記入。					
合計	60,000						

(その15)

※項目別区分ごとに別業とすること。

(3) 政治活動費の内訳	項目別区分	(該当するものに○) (1)組織活動費 (2)選挙関係費 (3)ア.機関紙誌の発行事業費 イ.宣伝事業費 ウ.政治資金パーティー開催事業費 エ.その他の事業費 (4)調査研究費 (5)寄附・交付金 (6)その他の経費					
		(その他の経費) ←項目別区分(小分類)を記入(その13裏面又は要領参照)					
支出の目的	金額	年	月	日	支出を受けた者の氏名 (又は名称)	支出を受けた者の住所 (又は所在地)	備考
送金手数料	550	R6	10	7	株阿波銀行	徳島市西船場2丁目24-1	
この頁の小計	550	1件当たり5万円以上の支出(国会議員関係政治団体にあつては、1件当たり1万円を超える支出)を記入。(領収書等の写しを添付)					
その他の支出	0	←1件当たり5万円未満の支出(国会議員関係政治団体にあつては、1件当たり1万円以下の支出)を合計した額を記入。					
合計	550						

(その17)

資 産 等 の 状 況

1 資産等の総括表

*すべての項目について「有」又は「無」に ☒ を入れること。

資 産 等 の 有 無			
資 産 等 の 項 目 別 区 分	有	無	備 考
ア 土 地	☐	☒	
イ 建 物	☐	☒	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	☐	☒	
エ 取得の価額が100万円を超える動産	☐	☒	
オ 預金（普通預金及び当座預金を除く。） 又は貯金（普通貯金を除く。）	☐	☒	
カ 金 銭 信 託	☐	☒	
キ 有 価 証 券	☐	☒	
ク 出 資 に よ る 権 利	☐	☒	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	☐	☒	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	☐	☒	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	☐	☒	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	☐	☒	

*「有」の場合、項目別区分ごとに内訳を（その18）に記載すること。

(その20)

宣 誓 書

添付書類（別添のとおり）

* 添付したものに ☒ を入れること。

- | | |
|-------------------------------------|-----------------------------|
| ☒ | 1 領収書等の写し |
| ☐ | 2 監査意見書（政党及び政治資金団体に限る。） |
| ☐ | 3 政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。） |

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和 7 年 2 月 6 日

政治団体の名称

阿南市那賀郡医師連盟

会計責任者の氏名

村上 昌



* 代表者の氏名については、解散する年の収支報告書にのみ記入・押印すること（通常は不要）。

代表者の氏名



* 解散の場合、「解散届」及び「資金管理団体でなくなった旨の届（資金管理団体のみ）」も同時に提出すること。